

「週休 2 日取得モデル工事（港湾工事）」
（令和 6 年 4 月試行）
実施要領

令和 6 年 4 月 3 0 日以降適用

新潟市

「週休2日取得モデル工事(港湾工事)」(令和6年4月試行)実施要領

1 目的

建設産業において担い手確保・育成を進めるためには、労働環境の改善等を推進していく必要があり、「働き方改革」が急務になっている。港湾工事においては、官民一体となった建設産業の「働き方改革」が加速するよう、令和5年度から「週休2日取得モデル工事」の試行を実施してきたところだが、更に週休2日(4週8休以上※)の浸透を図るため「週休2日取得モデル工事」を本要領により試行する。

※ 4週8休以上とは、対象期間(年末年始6日間・夏季休暇3日間等を除く)において28分の8以上の休日を確保することをいう。

2 試行対象工事及び試行対象外工事

(1) 試行対象工事

当初設計額が10,000千円以上(税込)の港湾工事のうち、受注者が希望したものを対象とする。

(2) 試行対象外工事

発注者が「週休2日取得モデル工事(港湾工事)」に適さないと判断した工事は対象外とする。

また、以下のいずれかに該当する工事は、原則、「週休2日取得モデル工事」制度の対象外とする。

ア 緊急性を要する場合等、週休2日の確保が妥当でないと判断される工事。

イ 現場施工期間が休工日を含めて7日間未満の工事。

なお、「週休2日取得モデル工事」制度の試行対象外として発注したものの、契約後に受注者から「週休2日取得モデル工事(港湾工事)」制度に取り組む旨の協議があり、発注者が週休2日に起因する工期変更をせずに工事目的を達成可能と判断できる場合には、「週休2日取得モデル工事(港湾工事)」制度を適用できるものとする。なお、試行の流れについては実施要領によるものとするが、週休2日に起因する工期変更は行わない。

(例) 現場条件(冬期風浪期間中の施工、関連工事との工程調整等)により、工期に制限や制約が生じるために試行対象外として発注した工事について、受注者からの提案により、工期の制限や制約を遵守しつつ週休2日の確保が可能と判断できる場合。

3 「週休2日取得モデル工事(港湾工事)」の試行内容

(1) 工事現場について

ア 原則、対象工事現場において、完全週休2日^{※1}の現場閉所^{※2}を確保することとする。

イ ただし、地元調整など、やむを得ず完全週休2日の現場閉所を確保できない場合は、振替休日により、週休2日(4週8休以上)の現場閉所を確保するものとする。

※1 完全週休2日とは、毎週2日の休日を確保することをいう。

※2 現場閉所とは、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。

(2) 技術者について

対象者は、現場代理人・主任技術者・監理技術者とし、週休2日(4週8休以上)を確保するものとする(内業のみの日は勤務日として扱う)。

4 試行の流れ

変更設計額算出時の週休2日に係る補正対象は、労務費・機械経費(賃料)・市場単価・標準単価・間接工事費率とする。なお、労務費の補正対象は、公共事業労務費調査対象の51職種及び船団長、潜水世話役、電気通信技術者、電気通信技術員、機械設備据付工、技術者(下水道)とする。

(1) 工事発注時

設計書に「週休2日取得モデル工事(港湾工事)」(令和6年4月試行)特記仕様書を添付する。

(2) 工事契約後の初回打合せ

ア 受注者は、「週休2日取得モデル工事(港湾工事)」を希望する場合は、契約後速やかに打合せ簿により監督員と協議を行う。

イ 協議が整った場合は、「週休2日取得モデル工事(港湾工事)」の特記仕様書により実施する。

(3) 初回打合せ～実績確認

ア 受注者は、施工計画書の提出時に、工事現場及び技術者の週休2日の取得が確認できる工程表[※](任意様式)を監督員へ提出する。

工事現場及び技術者ともに4週8休以上の計画とする。

※ 休日に偏り等(工期の始まりや工事の終盤での偏った休日の設定)が生じないように、留意すること。

※ 「週休2日取得モデル工事(港湾工事)」の実施は繰越理由にならないので、留意すること。

イ 受注者は、「週休2日取得モデル工事(港湾工事)」である旨(任意様式)を、工事看板等で施工現場に掲示する。

ウ 監督員は、緊急時等やむを得ない場合を除き、休日の前日等に、休日中の作業が発生するような指示等を行わないものとする。

エ 発注者は、受注者と必要に応じ、休日の取得状況及び工程の進捗状況について確認する。

オ 受注者は、作業日報・出勤簿等により、工事現場及び技術者の休日取得実績が確認できる様式(休日取得実績表)を作成し、現場完了日以降、監督員へ速やかに提出する。

カ 発注者は、工事現場及び技術者の週休2日の確保状況を以下により確認する。

【工事現場の確認方法】

現場閉所実施日数 (b) \geq 実施対象期間 (a) ^{※1} から算出される現場閉所日数
(= 実施対象期間 (a) \times 8 / 28)

※1 実施対象期間 (a) とは、現場着手日^{※2}から現場完了日^{※3}のうち、年末年始6日間・夏季休暇3日間等^{※4}を除いた期間をいう。

※2 現場着手日とは、工事施工区域内で何らかの作業に着手した日をいう。

※3 現場完了日とは、工事施工区域内で全ての作業が完了した日をいう。

※4 年末年始6日間・夏季休暇3日間等とは、年末年始6日間・夏季休暇3日間のほか、以下の期間が含まれる。

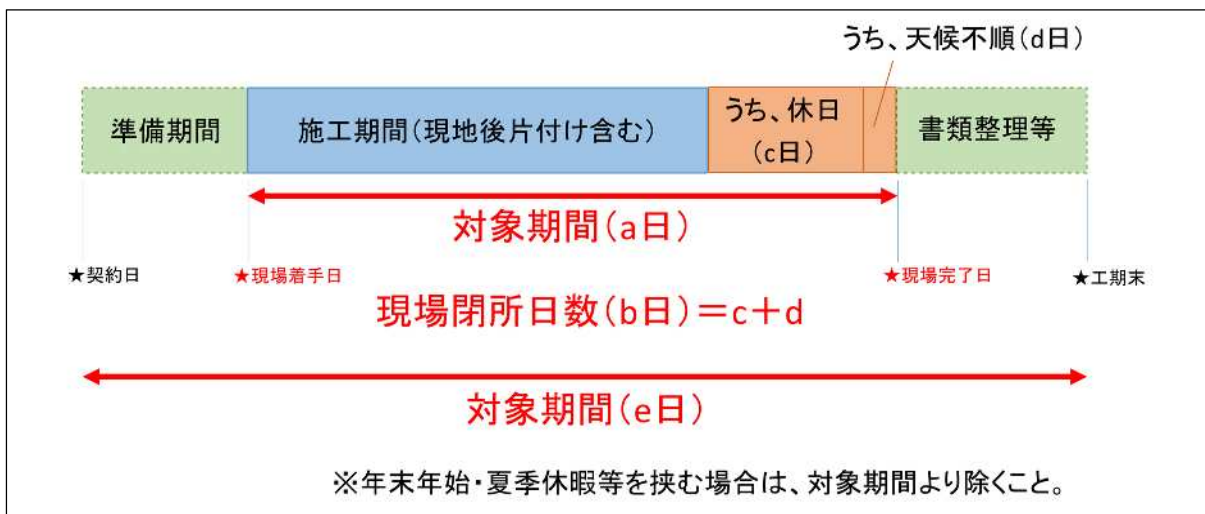
- ・工場製作のみの期間
- ・工事事務等による不稼働期間
- ・天災(豪雨、出水、土石流、地震、豪雪等)に対する突発的な対応期間
- ・受注者の責によらず休工・現場作業を余儀なくされる期間
- ・工事の全面中止期間
- ・その他、外的要因により現場が不稼働となる期間

【技術者の確認方法】

対象者休日取得日数 \geq 実施対象期間 (e) [※] から算出される対象者休日日数
(= 実施対象期間 (e) \times 8 / 28)

※ 実施対象期間 (e) とは、契約日から工期末のうち、年末年始6日間・夏季休暇3日間等を除いた期間をいう。

【参考イメージ】



(4) 設計変更

4週8休以上の現場閉所を達成できた場合、発注者は設計変更により「4週8休以上の休日確保を達成した場合」の標準単価を計上するとともに、以下の表に基づき、労務費・機械経費（賃料）・市場単価・間接工事費率に該当する補正係数を乗じる。現場閉所が4週8休未満の場合は、補正を行わない。

補正係数の一覧表

	4週8休相当以上
労務費	1.05
機械経費（賃料）	1.04
共通仮設費率	1.02
現場管理費率	1.03
市場単価	別紙「市場単価補正係数の一覧表（港湾）」による

(5) 竣工検査

ア 受注者は、上記6(3)オで監督員に提出済みの「技術者の休日取得実績が確認できる様式（休日取得実績表）」を竣工書類に添付する。

イ 発注者は、以下のように加点を行う。

※ 4週8休以上の達成のみが加点対象となるため、留意すること。

(ア) 技術者が4週8休以上の休日を取得した場合、工事成績評定の「創意工夫」項目を加点評価し、取得できていない場合は減点しない。

(イ) 工事現場が4週8休以上の現場閉所を行った場合、工事成績評定の「社会性」項目を加点評価し、取得できていない場合は減点しない。

(ウ) 技術者又は工事現場のどちらかのみが4週8休以上を達成した場合は、加点対象項目のみに加点評価する。

(エ) 技術者及び工事現場ともに4週8休以上を達成した場合、「創意工夫」項目及び「社会性」項目の両方に加点評価する。

工事成績の加点内容の一覧表

創意工夫	社会性	合計得点
技術者が週休2日 （4週8休相当）を達成	工事現場が週休2日 （4週8休相当）を達成	
+3点（+1.2点）	+5点（+1.0点）	+2.2点

ウ 受注者は、様式（アンケート）を入力し、監督員に電子データを提出する。

※未実施の場合は提出が必須、実施の場合の提出は任意とする。